

# 新型コロナウイルス感染症対応特別助成

**最大20万円**

(助成率4/5)

申請期間 (第1期) 令和3年5月6日(木)～

令和3年8月31日(火)まで午後5時必着

新型コロナウイルス感染症により、事業に影響を受けた区内中小企業が、**感染症拡大防止策**や前向きな投資を行いながら**販路拡大**に取り組む経費の一部を助成します。



例1 来客用の非接触型体温計や、飛沫感染防止のためのアクリル板を導入したい。



例2 新商品のPRのため、パンフレットや配布チラシを作成したい。



例3 販路拡大を図るため、ECサイトや企業PR動画を新たに製作したい。

## 対象者

中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。

※みなし大企業は除く。※医療法人、NPO法人、社会福祉法人、一般財団法人等は対象外。

- (1) 法人事業税および法人都民税(個人の場合は個人事業税および住民税)を滞納していないこと。
- (2) 品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (3) 引き続き同一事業を1年以上営んでいること。
- (4) **申請者が令和3年度に本事業の助成を受けていないこと。(1事業者1申請限り)**
- (5) 資本関係のある、もしくは役員を派遣を受けている関連会社が令和3年度に本事業の助成を受けていないこと。

※例：親子会社、ホールディングス、同一の役員が複数企業を経営している等

## 対象事業

- (1) **令和3年4月1日以降新たにに取り組む事業で、原則、令和4年2月28日までに支払い、導入が完了する事業が対象となります。**  
※クレジットカードで支払った経費は、申請者の口座から令和4年2月28日までに引き落とされることが確認できること。各種ポイントで購入した経費は対象外です。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策もしくはその影響による危機を乗り越えるための販路拡大に係る取組が対象となります。  
※原則、令和2年度販路拡大支援助成(コロナ対応特別型)もしくは、令和2年度新型コロナウイルス感染症対応特別助成で導入した機器と同様の経費は対象外です。  
なお、空気清浄機とオゾン発生器など、目的が同じものは、同一経費とみなします。

## 対象経費

- (1) 飛沫対策費 (2) 換気費 (3) 衛生管理費
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う感染症対策もしくは、販路拡大に資する機械装置および設置費
  - (5) 広告費 (6) 委託費 (7) 外注費
  - (8) 業態転換に係る経費 (9) その他区長が認める経費
- ※上記に該当し、請求書・領収書等により経費の内容および支払いが確認できるものが対象です。  
※ただし、助成対象経費であっても事業趣旨や審査項目等から不適当と判断した場合には、対象外になる場合があります。

## 対象外経費

- (1) 本事業と直接関係のない経費（汎用性のある物品、原材料、販売目的の経費、仕入に該当する経費等）  
例：デジタルカメラ、一眼レフカメラ、机、カーテン、新型コロナウイルス検査キット等
- (2) 原則、自動車、オートバイ、キッチンカー等車両費、レンタカー代、ガソリン代等
- (3) PC、タブレット端末、文書作成ソフト・表計算ソフト・生産管理ソフト等、OS更新等、Wi-Fi、インターネット利用料等の通信費等
- (4) テレワーク規定の整備費用、機器等の購入費用、機器の設置・設定費用等、機器のリース料、ZOOM等オンラインツール利用料、その他テレワークを実施するために必要な経費  
※「品川区働き方改革推進事業助成」をご活用ください。
- (5) 消耗品代等（概ね購入単価が千円（税抜）未満のもの）、マスク、消毒液、文房具
- (6) 商品券、クーポン、その他換金性の高いチケット類等
- (7) 家賃、敷金、光熱水費、駐車場代等（新たに事務所、工場を借りる場合や移転費用は除く。）
- (8) 飲食代、食品等
- (9) 源泉徴収税
- (10) 講習会、セミナー参加費、勉強会費等
- (11) 人件費（社員やパートなど人材採用に関する経費を含む）
- (12) 半年以上の持続性がない消毒作業費および清掃費（エアコン等の定期清掃含む）
- (13) 新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず消毒・滅菌等が必要な業務に関わる機器（医療器具等の消毒用機器、滅菌機器等）
- (14) 既に使用している機器の更新（経年劣化による更新、故障による更新、予備としての購入含む）
- (15) 事業を営む上で必要となる主たる設備（例：ゴルフスクールでのゴルフシュミレーター、歯科医院での吸引装置・ドリル・ノズル等、整骨院でのレントゲンや超音波装置等）
- (16) 展示会等出展経費 ※「品川区展示会出展費助成金」をご活用ください。
- (17) 契約から支払までの手続きが助成対象期間（原則令和3年4月1日から令和4年2月28日まで）外に行われた経費
- (18) 間接経費（振込手数料・収入印紙代・旅費等）
- (19) 国、都、区市町村等の制度により助成を受けている事業および経費
- (20) 資本関係のある、もしくは役員の派遣を受けている関連会社から購入した経費
- (21) 社会通念上、助成が適当でないもの
- (22) その他区長が不適当と認めるもの

## ◆ 令和2年度販路拡大支援助成金ご利用企業にインタビューしました！ ◆

～withコロナを生きるラーメン店スタイル～



- Q. どのような事業を行っていますか。  
A. 飲食業（ラーメン専門店）を行っています。開業してから25年になります。12席の小さな店ですが、雑誌・メディアに取りあげていただき、近所の方は、もちろん遠方の方にも多数来店していただいていた。
- Q. 新型コロナウイルス感染症によりどのような影響を受けましたか。  
A. 常に行列ができる毎日でしたので、ソーシャルディスタンスや3蜜を避けるなど言葉だけの対策では解決しないと思い、40日以上休業をしました。売り上げは半分以下となり厳しい現状に直面しました。

- Q. どのような内容に取り組みましたか。  
A. お店を再開するにあたりお客様と従業員の安全安心の確保と営業を続けていくにはどうするか会議を重ね模索しました。行列を緩和するウェイティングシステムと店頭や店内の環境を見直し、できることをやってみよう取り組みました。
- Q. 助成金により導入したもの、また、導入して良かったこと・成果などはありますか。  
A. 順番待ちシステムを導入しました。行列は確実に回避できました。待ち時間の自由化が新しいファン（テレワークをしている方や家族）などをつないでいます。



## 注意事項

- (1) 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。
- (2) 助成金の交付決定後、実績報告書（区指定様式）、経費支払が確認できる書類（原則、請求書・領収書の2点）等をご提出いただきますので、必ずご用意ください。  
※領収書に宛名、差出人、日付、金額、品名の記載がないものは、領収書と認められません。
- (3) 本紙記載の内容は事業の概要のため、詳細はホームページに掲載の募集要項を必ずご覧ください。

### 【問い合わせ先】

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階

品川区商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 03-5498-6341 FAX 03-5498-6338

ホームページ <https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/coronajosei/2098.html>

